

春日部都市計画事業  
西金野井第二土地区画整理事業

令和7年度  
保留地抽選公壳案内書



春日部市

問い合わせは

都市整備部 まちづくり推進課 西金野井第二土地区画整理事務所  
(庄和総合支所 2階)

〒344-0192

所 在 埼玉県春日部市金崎839番地1

電 話 048-746-1111 内線7024・7025

F A X 048-746-4797

E-mail dai2kukaku@city.kasukabe.lg.jp

## 地区的概要

西金野井第二土地区画整理事業地区は、都心から40キロ圏内、江戸川のほとりの高台に位置し、水と緑が調和した昔ながらの田園風景が残された落ち着きのある自然豊かなまちです。

東武野田線南桜井駅より約1.5kmの徒歩圏内にあり、都心まで1時間余りの通勤圏にあります。2km圏内には、大型商業施設や病院、ファミリーレストラン、コンビニエンスストアなどが立地し、南桜井駅周辺には、スーパー や金融機関などの生活関連施設が立地しています。

#### ○主な公共施設への距離

- ・庄和総合支所 約 600m
  - ・庄和総合公園「レジデンシャルパーク SHOWA」 約 600m
  - ・庄和市民センター「正風館」 約 900m
  - ・県立庄和高校 約 400m
  - ・通学区 市立南桜井小学校 約 1,400m  
市立葛飾中学校 約 1,700m

※ 距離表示は、西金野井第二土地区画整理地内からの直線距離です。

案 内 図



## 保留地公売日程表

案 内 書 の 配 布 	日 時	令和7年11月17日(月)から12月5日(金)までの開庁日 午前8時30分から午後5時15分まで
	場 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庄和総合支所2階 西金野井第二土地区画整理事務所</li> <li>・市役所本庁舎 まちづくり推進課</li> <li>・春日部市公式ホームページ <a href="https://www.city.kasukabe.lg.jp/jigyoshamuke/tochi/kukakuseirijigyo/3/1/33858.html">https://www.city.kasukabe.lg.jp/jigyoshamuke/tochi/kukakuseirijigyo/3/1/33858.html</a></li> </ul>
申 込み の 受 付	日 時	令和7年11月21日(金)から12月5日(金)までの15日間 (土、日、祝は除く) 午前8時30分から午後5時15分まで
	場 所	庄和総合支所2階 西金野井第二土地区画整理事務所
申 込み に 必 要 な 書 類		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保留地公売抽選参加申込書</li> <li>・住民票(申込者本人)</li> <li>・法人登記簿謄本(法人の場合のみ)</li> </ul>
抽 選 参 加 保 証 金 の 納 付	納付期限	令和7年12月10日(水) 午後5時15分まで
	納付金額	10万円
	納付方法	市が発行する納入通知書による振込
現 地 案 内	日 時	申込期間内隨時(土、日、祝は除く) 午前8時30分から午後5時15分まで
	場 所	庄和総合支所2階 西金野井第二土地区画整理事務所
抽 選	日 時	令和7年12月14日(日) 午前10時~
	場 所	庄和総合支所1階 101会議室
抽 選 に 必 要 な 書 類		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保留地公売抽選参加申込受付票</li> <li>・抽選参加保証金の領収書</li> <li>・印鑑(認印可)</li> <li>・口座番号のわかるもの</li> </ul>
契 約 の 締 結	契約期限	令和8年1月7日(水) 午後5時15分まで
	場 所	庄和総合支所2階 西金野井第二土地区画整理事務所
契 約 保 証 金 の 納 付	納付期限	契約締結時まで
	納付金額	土地代金の10%相当額
	納付方法	市が発行する納入通知書による振込
土地代金(残金)の納付	納付期限	契約締結日から60日以内
	納付金額	土地代金から契約保証金を差し引いた額
	納付方法	市が発行する納入通知書による振込

## (参考) カレンダー

令和7年11月16日～令和8年1月31日						
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
11/16	11/17	11/18	11/19	11/20	11/21	11/22
	公告				抽選参加申 込受付開始	
11/23	11/24	11/25	11/26	11/27	11/28	11/29
11/30	12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6
					抽選参加	
					申込受付終了	
12/7	12/8	12/9	12/10	12/11	12/12	12/13
			抽選参加 保証金〆			
12/14	12/15	12/16	12/17	12/18	12/19	12/20
抽選会 AM10:00～						
12/21	12/22	12/23	12/24	12/25	12/26	12/27
				売却決定		
				通知		
12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3
1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	1/10
			保留地			
			契約期限			
1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17
1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24
1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31

※残金納付期限・・・契約日から60日以内

# 保留地抽選公売要領

## (抽選物件)

第1 抽選物件は、「物件一覧表」のとおりです。  
抽選物件の詳細については、「物件調書」をご覧ください。

## (抽選参加者の資格及び注意事項)

第2 抽選参加者の資格及び申し込みに際しての注意事項は次のとおりです。

(1) 抽選参加者の資格  
次のいずれにも該当しない方であれば、どなたでも参加できます。  
ア 成年被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
イ 抽選に参加しようとする者を妨げた者又は抽選の公正な執行を妨げた者

(2) 申込みに際しての注意事項  
ア 抽選参加者の資格を証する書類として、住民票の提出をお願いします。  
※外国籍の方は身分証明書に代わり、誓約書の提出（任意様式）が必要です。  
イ 申込者は事前に物件調書等により、現地を確認してください。なお、現地確認にあたっては、周辺住民に迷惑とならないようにしてください。

## (抽選参加の申込)

第3 抽選の参加申込み方法は、次のとおりです。

(1) 抽選の参加申込みをしようとする方は、「保留地公売抽選参加申込書」を提出してください。  
(2) 申込書には、申込者本人の住民票を添付してください。  
(3) 法人の場合は、法人登記簿謄本を添付してください。  
(4) 抽選参加者は、抽選参加保証金 10 万円の納付が必要です。  
(5) 抽選申込みの受付の場所及び時間は「保留地公売日程表」をご覧ください。

## (抽選会)

第4 申込者が 1 名の場合は、その者を当選者と決定し抽選は行いません。

## (抽選の方法)

第5 抽選の方法は、次のとおりです。

①回転式抽選器を使用し、保留地ごとに抽選を行います。  
②当選者及び補欠者 1 名を決定します。  
●抽選終了後、当選者以外の出席者は申込みのない保留地を、申込みすることができます。なお、申込者が複数の場合は、追加抽選を行います。  
●災害その他、特別な事情により抽選を執行することが困難であると認めたときは、当該抽選を中止、若しくは延期することがあります。この場合において抽選に参加した者が損失を受けても、市は補償の責を負いません。  
●前記以外で抽選に関する必要事項は、「保留地抽選参加申込心得書」によります。

## (売却決定)

第6 当選者となった場合は、速やかに身分証明書（本籍地の市区町村長が発行するもの）と登記されていないことの証明（東京法務局及び地方法務局の本局が発行するもの）を提出してください。その後、保留地売却決定通知書及び契約保証金納入通知書をお渡しします。

#### (契約の締結等)

第7 契約の締結等は、次のとおり行います。

- (1) 契約を締結するときは、契約保証金として売買価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付していただきます。(契約保証金一抽選参加保証金を納付)
- (2) 保留地売却決定の通知書を受けた日から14日以内に、保留地売買契約書により契約を締結します。
- (3) 保留地売買契約の締結等は、保留地売却決定通知書等が送付されてから14日以内に行いますので、契約保証金の納付をしていただき、原則としてあらかじめお約束した日に、土地区画整理事務所までお越しいただくことになります。  
その際に、契約締結後の今後の手続き(残金の支払方法・契約保証金の売買代金への充当・引渡しの方法・移転登記の手続き)についてご説明します。  
なお、この期限までに契約を締結されない場合には、契約の相手方とする決定は無効となります。この場合は、抽選参加保証金及び契約保証金をお返しできなくなるので、ご注意ください。
- (4) 保留地売買契約書は別紙のとおりです。

#### (保留地分割)

第8 保留地の分割を計画している場合は、契約締結後、保留地分割協議書を提出してください。

#### (契約代金の納付)

第9 保留地契約の契約締結の日から60日以内に契約代金を納付していただきます。

#### (保留地の引渡し及び使用等)

第10 契約代金の完納を確認しましたら、保留地引き渡し通知書をお渡ししますので、当該通知書の受理後に保留地の使用ができます。

#### (所有権移転の時期及び登記)

第11 所有権の移転等は、次のとおりとします。

##### (1) 所有権移転の時期

土地区画整理法第103条第4項に規定する換地処分の公告の日以前において保留地売買契約を締結し、契約代金を完納されたものについては、換地処分の公告の日の翌日となります。ただし、売買代金が完納されていないものについては、完納された日の翌日となります。また、換地処分の公告の日以後において契約を締結したものについては、売買代金が完納された日の翌日とします。

##### (2) 所有権移転の登記

保留地の所有権移転の登記は、法第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記を完了した後に市が行います。なお、登記名義人は、契約者限りといたします。

#### (契約等に必要な諸費用)

第12 保留地売買契約書(市保管用のもの1部)に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受者の負担となります。

# その他

## 1. 不動産取得税（県税）

土地や家屋を取得した方が、土地や家屋の所在する都道府県に納める税金です。

税率は原則として4%ですが、土地、または住宅を令和9年3月31日までに取得した場合は3%です。なお一定の要件に該当する場合は、税金が軽減されます。

＜問合せ＞春日部県税事務所 TEL 048-737-2209

## 2. 固定資産税（市町村税）

毎年1月1日現在に土地や家屋を所有している方が、市へ納める税金です。土地や家屋の課税標準額の1.4%の額になります。なお一定の要件に該当する場合は、税金が軽減されます。

＜問合せ＞資産税課償却資産担当 TEL 048-796-8704

## 3. 都市計画税（市町村税）

市街化区域の利便性を向上させるための道路や歩道、公園などの建設費用に充てる目的税です。課税標準額の0.2%です。

＜問合せ＞資産税課償却資産担当 TEL 048-796-8704

## 4. 登録免許税（国税）等

土地区画整理事業で換地処分が行われると、事業の嘱託により所有権移転登記を行います。その際に登記に要する費用を負担していただくことになります。

＜問合せ＞さいたま地方法務局春日部出張所 TEL 048-752-2339

## 5. 上水道

敷地内への上水道の引込みの有無にかかわらず、上水道を使用する際には、上水道加入分担金及び給水工事費用が別途必要となります。

※水道メーターの口径20mmの分担金・・・金250,800円（税込）

＜問合せ＞上下水道部施設管理課上水道施設担当 TEL 048-739-6822

## 6. 下水道

敷地内には汚水栓が設置してありますが、接続については手続きが必要となります。なお、受益者負担金は必要ありません。

＜問合せ＞上下水道部施設管理課下水道施設担当 TEL 048-739-6823

## 7. 電気・ガス

電気・ガスについては、自由化に伴い、お客様ご自身でお選び下さい。

## 保留地ローンについて

保留地を購入するにあたり「保留地購入資金融資制度（保留地ローン）」があります。詳しくは、次の取扱い金融機関の窓口へおたずね下さい。なお、融資審査には日数がかかりますので、利用を希望する方はお早めにご相談して下さい。

・群馬銀行春日部支店	TEL 048-754-3101
・埼玉みずほ農協庄和中央支店	TEL 048-746-3611
・武蔵野銀行庄和支店	TEL 048-745-1301
・埼玉りそな銀行春日部西口 住宅ローンご相談プラザ	TEL 048-738-3315
・埼玉県信用金庫春日部支店	TEL 048-754-5231
・足利銀行越谷ローンセンター	TEL 048-979-1600
・住宅金融支援機構（フラット35）	TEL 0120-0860-35

※埼玉りそな銀行は、保留地・住宅ローンになります。

収入印紙  
貼付箇所

## 保留地売買契約書

春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業 施行者 春日部市 代表者  
春日部市長（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、保留地の売買に関し、次の条項により契約を締結する。

### （趣旨）

第1条 甲は、次に掲げる保留地（以下「本件保留地」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買い受けるものとする。

- （1）保留地番号 ○○
- （2）街区番号 ○○街区
- （3）画地番号 ○○画地
- （4）地 積 ○○○. ○○m<sup>2</sup>

### （売買代金）

第2条 本件保留地の売買代金は、金○○, ○○○, ○○○円とする。

（1平方メートル当たり単価、金○○, ○○○円）

### （売買代金の支払い）

第3条 保留地売却決定通知書により、令和 年 月 日に前条の売買代金のうち契約保証金として納入された金○, ○○○, ○○○円については、売買代金に充当するものとする。

2 乙は、前条の売買代金から前項の契約保証金を控除した金額を、甲が発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに甲が指定する金融機関に納入するものとする。

### （延滞金）

第4条 甲は、乙が売買代金を納付期限までに納入しないときは、書面により督促するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に督促をしたときは、当該納入金額にその納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年10.75パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として徴収するものとする。

この場合において、延滞金に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

### （保留地の使用）

第5条 甲は、乙が売買代金を完納したときは、遅滞なく本件保留地を乙に引き渡すものとする。

2 乙は、前項により本件保留地の引き渡しを受けたときは、本件保留地を使用し、又は収益することができる。

### （遵守条項）

第6条 乙は、次の各号に定める条件を遵守しなければならない。

- (1) 第5条による引き渡しのあった日から、当該土地には主として乙所有の建築物、若しくは工作物を建築する敷地として使用すること。
- (2) 当該土地を他の目的に使用せず善良な管理を行うこと。

**(地積の変更に伴う清算)**

第7条 当該土地について、確定測量の結果、地積に変更のあった場合は、その増減に応じ、第2条の単価により算出した金額をもって清算するものとする。  
ただし、1平方メートル未満の場合は、清算は行わない。

**(所有権移転登記等)**

第8条 当該土地の所有権移転登記は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記が完了した後において甲が行うものとする。

2 所有権移転の登記に要する費用は、乙の負担とする。

**(譲渡の禁止)**

第9条 乙は、この契約締結の日から第8条に規定する登記が完了するまでの間は、この契約に基づく権利を他人に譲渡することができない。

ただし、施行者の承認を得たときは、この限りでない。

**(住所変更等の届出)**

第10条 乙（契約者が死亡したときは相続人）は、契約締結後から第8条に規定する登記が完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、甲に遅滞なく住所変更届け出を提出しなければならない。

- (1) 氏名（法人にあっては、名称）又は、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）を変更したとき。
- (2) 死亡（法人にあっては、解散又は合併）したとき。

**(契約の解除)**

第11条 甲は、乙が契約条項若しくは春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業の保留地処分に関する規則に違反したとき、又はこの契約を履行しないときは、この契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により甲が契約を解除したときは、本件保留地を原状に回復して返還するものとする。
- 3 前項の規定により、本件保留地の返還があったときは、甲は乙が納入した契約保証金相当額を違約金として取得し、売買代金は利子を付きないで乙に返還するものとする。
- 4 この契約を解除することにより、乙が損害を受けても、甲はその責めを負わないものとする。

**(費用負担)**

第12条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

**(公租公課)**

第13条 本件保留地の引き渡し後における公租公課は、乙の負担とする。

**(管轄裁判所)**

第14条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所とする。

(疑義の決定)

第15条 この契約条項に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとる。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

住 所 埼玉県春日部市中央七丁目2番地1

甲)

氏 名 春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業  
施行者 春日部市  
代表者 春日部市長 岩谷 一弘

住 所 .....

乙)

氏 名 .....

印

# 物件一覧表

## 【抽選公売物件】

保留地No.	街区	画地	地積 (m <sup>2</sup> )	地積 (坪)	単価 (円/m <sup>2</sup> )	公 売 価 格
No.131	7-1	2	184.31	55.75	55,100	10,155,000
No.132	1	5	311.19	94.13	54,600	16,991,000
No.133	1	19	480.78	145.44	45,000	21,635,000
No.134	4	2	122.68	37.11	61,200	7,508,000
No.135	46	11	437.01	132.20	37,200	16,257,000

- 上記、公売物件については現地において立看板の表示があります。
- 坪換算は、1 m<sup>2</sup>=0.3025 坪として算出し、小数点第3位を四捨五入しています。
- 保留地購入における仲介手数料は必要ありません。

保留地公売箇所図



## 物件調書

物件調書は、買受希望者が現地を確認されるうえでの参考資料です。

申込み前に、必ず現地をご確認ください。

現地において立看板の表示があります。

**保留地No.○○**

**面積 □□, □□□. □□m<sup>2</sup>**

**(約□□. □□坪)**

**売り出し価格□□, □□□, □□□円**

**お問い合わせ**

**西金野井第二土地区画整理事務所**

**TEL 048-746-1111 内線 7024、7025**

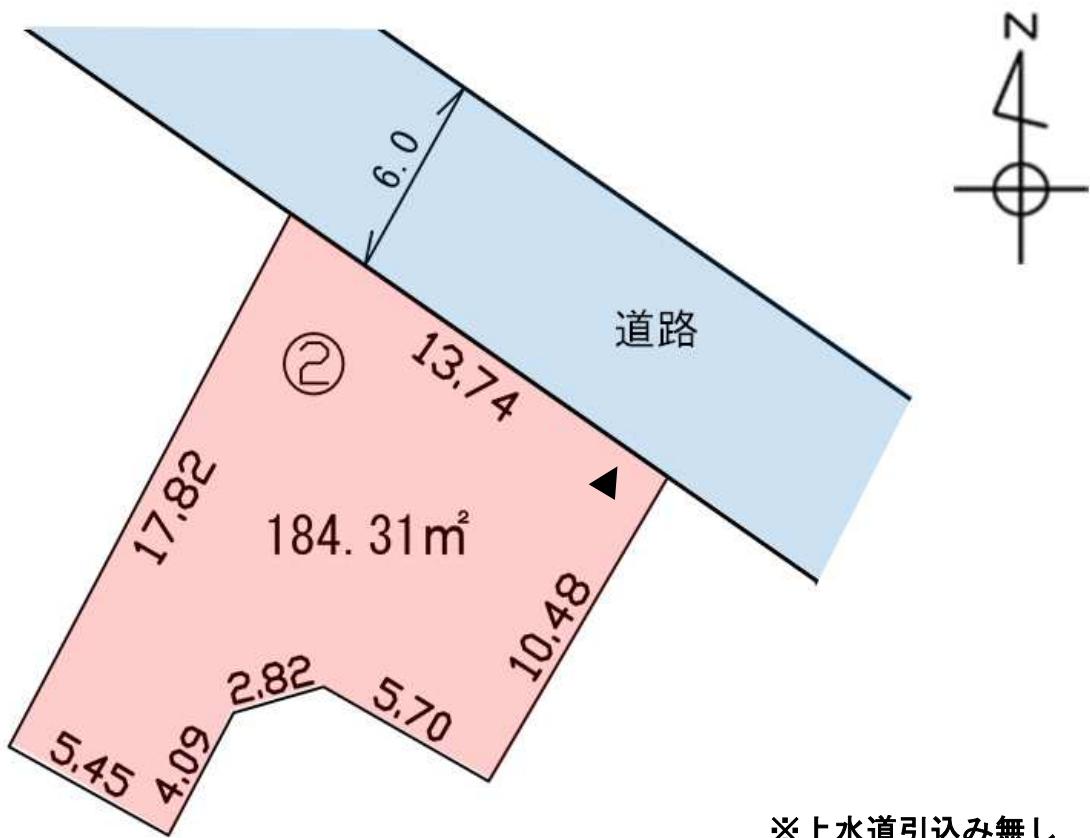
◆抽選公売物件

保留地No.	所在地	地積(m <sup>2</sup> )	地積(坪)	単価(円/m <sup>2</sup> )	公売価格
No.131	7-1 街区 2 画地	184.31	55.75	55,100	10,155,000 円

接面道路の幅員等	北側に幅員 6 m の市道が接面しています。				
権利	使用収益権（換地処分後に所有権移転登記）				
法令等に基づく制限	都市計画法等	都市計画区域	市街化区域		
		用途地域	第 1 種低層住居専用地域		
		建ぺい率	60%	容積率	100%
		防火指定	一	高度地区	一
		地区計画	地区計画（名称：西金野井第二地区計画）		
		開発行為の許可	小規模開発事業申請		
	その他法制限	建築行為の制限	土地区画整理法第 76 条に基づく建築行為の制限		
交通機関	私鉄	東武鉄道 東武アーバンパークライン 南桜井駅より北へ約 1.1 km			
供給処理施設	配管等の状況		照会先及び電話番号		
	電気	前面道路配線	有	東京電力エナジーパートナー（株） カスタマーセンター埼玉	0120-995-441
	上水道	前面道路配管	有	春日部市上下水道部施設管理課	048-736-1111
	下水道	前面道路配管	有		
	ガス	前面道路配管	有	(株) エナジー宇宙	0120-428-057
「直線距離」 公共施設	庄和総合支所		物件の	西方	約 0.5 km
	市立南桜井小学校		物件の	西方	約 1.2 km
	市立葛飾中学校		物件の	南西方	約 1.6 km
	県立庄和高等学校		物件の	西方	約 0.3 km
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護法に規定される埋蔵文化財包蔵地であるため、住宅等を建築される際には、市教育委員会文化財課との協議が必要となります。</li> <li>敷地内への上水道の引き込みはありませんので、ご自身の費用負担により給水工事が必要となります。</li> </ul>				

No.131

7-1街区2画地



【凡例】

- : 上水道引込み箇所
- ▲ : 下水道引込み箇所

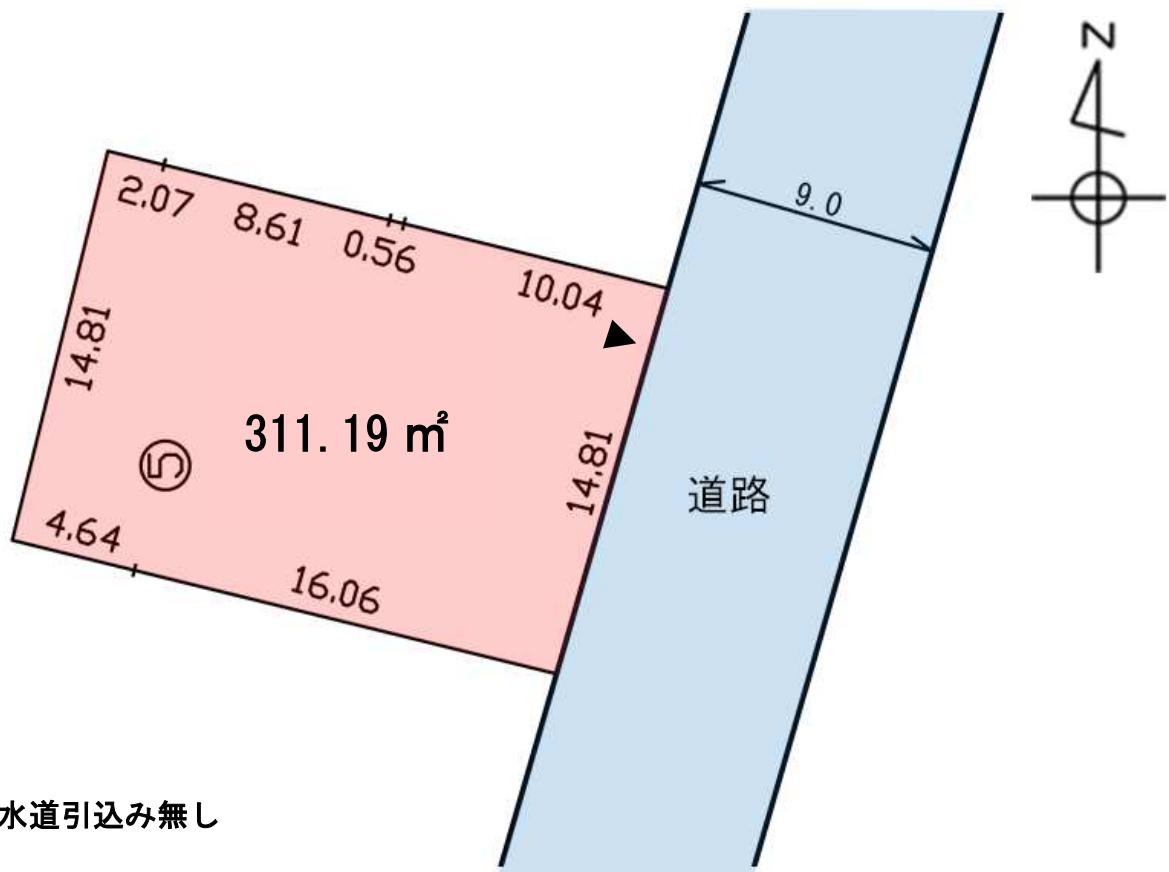
S=FREE

◆抽選公売物件

保留地No.	所在地	地積(m <sup>2</sup> )	地積(坪)	単価(円/m <sup>2</sup> )	公売価格
No.132	1街区5画地	311.19	94.13	54,600	16,991,000円

接面道路の幅員等	東側に幅員9mの市道が接面しています。				
権利	使用収益権（換地処分後に所有権移転登記）				
法令等に基づく制限	都市計画法等	都市計画区域	市街化区域		
		用途地域	第1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	60%	容積率	100%
		防火指定	一	高度地区	一
		地区計画	地区計画（名称：西金野井第二地区計画）		
		開発行為の許可	小規模開発事業申請		
	その他法制限	建築行為の制限	土地区画整理法第76条に基づく建築行為の制限		
交通機関	私鉄	東武鉄道 東武アーバンパークライン 南桜井駅より北へ約1.3km			
供給処理施設	配管等の状況		照会先及び電話番号		
	電気	前面道路配線	有	東京電力エナジーパートナー（株）カスタマーセンター埼玉	0120-995-441
	上水道	前面道路配管	有	春日部市上下水道部施設管理課	048-736-1111
	下水道	前面道路配管	有		
	ガス	前面道路配管	有	(株)エナジー宇宙	0120-428-057
「（直線距離）」 公共施設	庄和総合支所		物件の	西方	約0.5km
	市立南桜井小学校		物件の	西方	約1.3km
	市立葛飾中学校		物件の	南西方	約1.8km
	県立庄和高等学校		物件の	西方	約0.3km
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護法に規定される埋蔵文化財包蔵地であるため、住宅等を建築される際には、市教育委員会文化財課との協議が必要となります。</li> <li>敷地内への上水道の引き込みはありませんので、ご自身の費用負担により給水工事が必要となります。</li> <li>敷地内に電柱があります。</li> </ul>				

No.132 1街区5画地



【凡例】

- : 上水道引込み箇所
- ▲ : 下水道引込み箇所

S=FREE

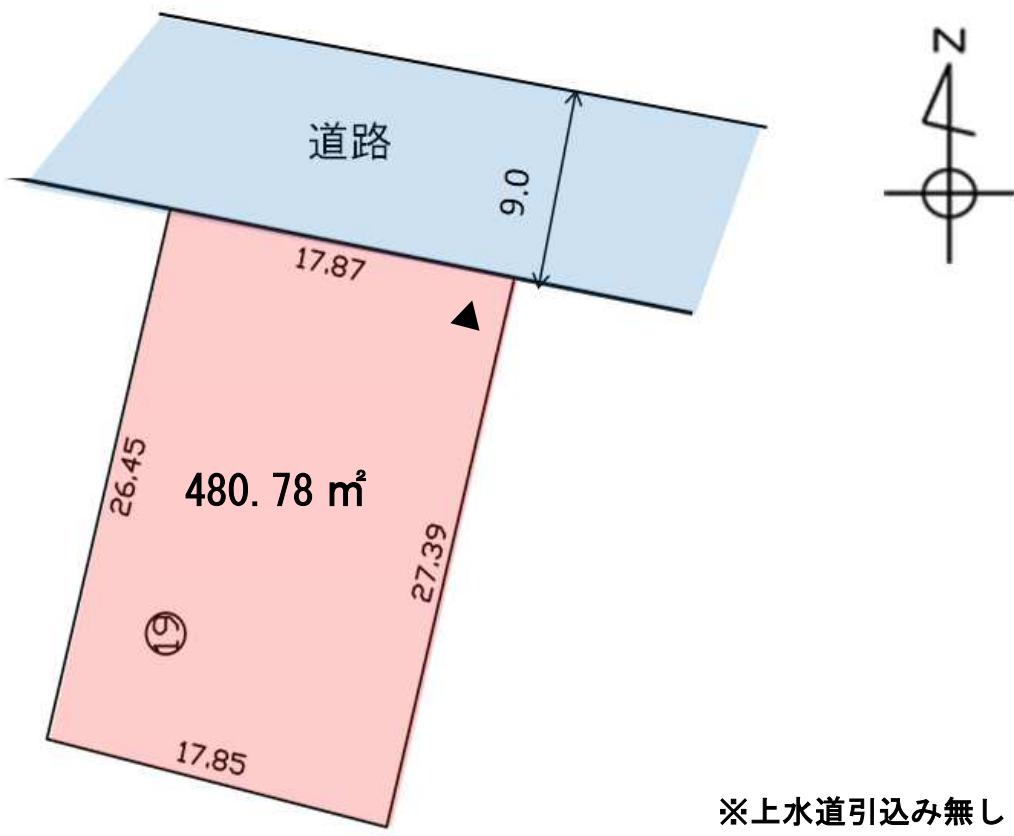
◆抽選公売物件

保留地No.	所在地	地積(m <sup>2</sup> )	地積(坪)	単価(円/m <sup>2</sup> )	公売価格
No.133	1街区19画地	480.78	145.44	45,000	21,635,000円

接面道路の幅員等	北側に幅員9mの県道が接面しています。				
権利	使用収益権（換地処分後に所有権移転登記）				
法令等に基づく制限	都市計画法等	都市計画区域	市街化区域		
		用途地域	第1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	60%	容積率	100%
		防火指定	一	高度地区	一
		地区計画	地区計画（名称：西金野井第二地区計画）		
		開発行為の許可	小規模開発事業申請		
	その他法制限	建築行為の制限	土地区画整理法第76条に基づく建築行為の制限		
交通機関	私鉄	東武鉄道 東武アーバンパークライン 南桜井駅より北へ約1.3km			
供給処理施設	配管等の状況		照会先及び電話番号		
	電気	前面道路配線	有	東京電力エナジーパートナー（株） カスタマーセンター埼玉	0120-995-441
	上水道	前面道路配管	有	春日部市上下水道部施設管理課	048-736-1111
	下水道	前面道路配管	有		
	ガス	前面道路配管	無	(株)エナジー宇宙	0120-428-057
「直線距離」 公共施設	庄和総合支所		物件の	西方	約0.5km
	市立南桜井小学校		物件の	西方	約1.3km
	市立葛飾中学校		物件の	南西方	約1.8km
	県立庄和高等学校		物件の	西方	約0.3km
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護法に規定される埋蔵文化</li> <li>財包蔵地であるため、住宅等を建築される際には、市教育委員会文化財課との協議が必要となります。</li> <li>敷地内への上水道の引き込みはありませんので、ご自身の費用負担により給水工事が必要となります。</li> <li>敷地内に電柱があります。</li> <li>前面道路にガードレールがあります。車両の乗り入れの際は、ご自身の費用負担により一部除却が必要になります。</li> </ul>				

No.133

1街区19画地



【凡例】

- : 上水道引込み箇所
- ▲ : 下水道引込み箇所

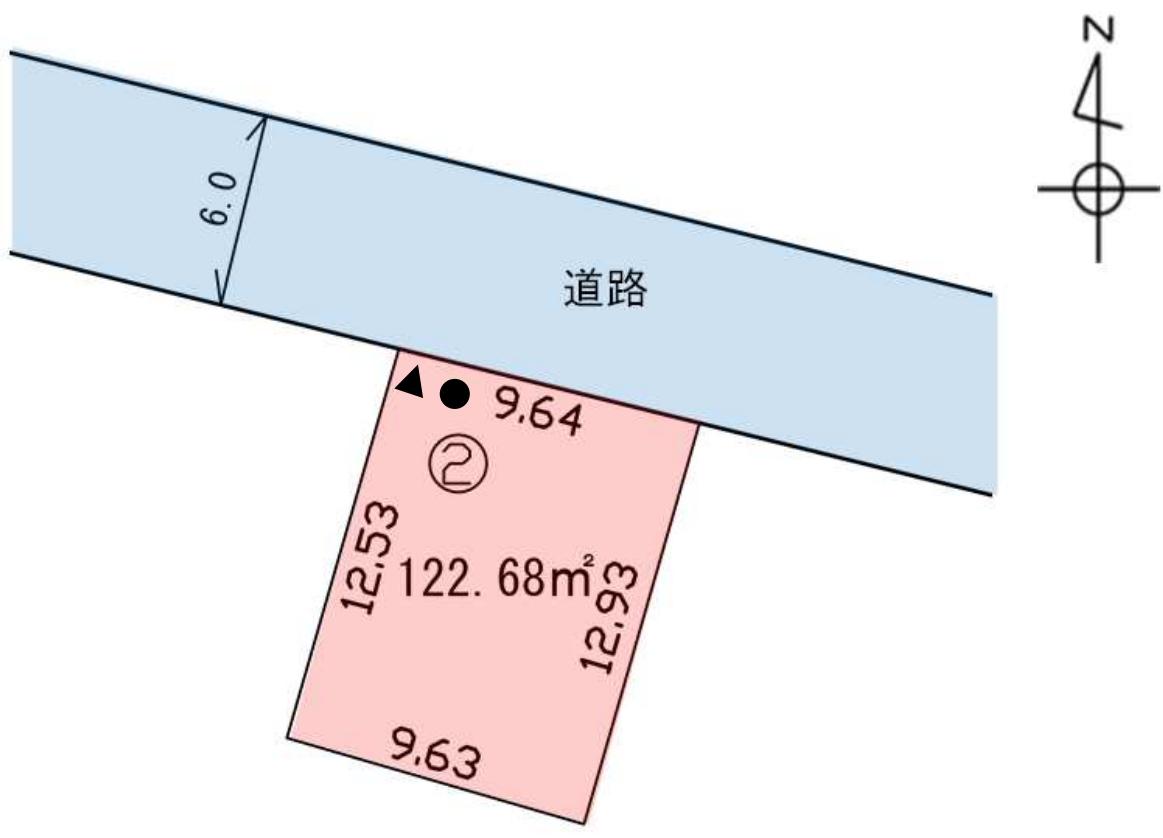
S=FREE

◆抽選公売物件

保留地No.	所在地	地積(m <sup>2</sup> )	地積(坪)	単価(円/m <sup>2</sup> )	公売価格
No.134	4街区2画地	122.68	37.11	61,200	7,508,000円

接面道路の幅員等	北側に幅員6mの市道が接面しています。				
権利	使用収益権（換地処分後に所有権移転登記）				
法令等に基づく制限	都市計画法等	都市計画区域	市街化区域		
		用途地域	第1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	60%	容積率	100%
		防火指定	一	高度地区	一
		地区計画	地区計画（名称：西金野井第二地区計画）		
		開発行為の許可	小規模開発事業申請		
	その他法制限	建築行為の制限	土地区画整理法第76条に基づく建築行為の制限		
交通機関	私鉄	東武鉄道 東武アーバンパークライン 南桜井駅より北へ約1.3km			
供給処理施設	配管等の状況		照会先及び電話番号		
	電気	前面道路配線	有	東京電力エナジーパートナー（株） カスタマーセンター埼玉	0120-995-441
	上水道	前面道路配管	有	春日部市上下水道部施設管理課	048-736-1111
	下水道	前面道路配管	有		
	ガス	前面道路配管	有	(株)エナジー宇宙	0120-428-057
「直線距離」 公共施設	庄和総合支所		物件の	西方	約0.5km
	市立南桜井小学校		物件の	西方	約1.3km
	市立葛飾中学校		物件の	南西方	約1.8km
	県立庄和高等学校		物件の	西方	約0.3km
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護法に規定される埋蔵文化財包蔵地であるため、住宅等を建築される際には、市教育委員会文化財課との協議が必要となります。</li> <li>・敷地内に電柱があります。</li> </ul>				

No.134 | 4街区2画地



【凡例】

● : 上水道引込み箇所

▲ : 下水道引込み箇所

S=FREE

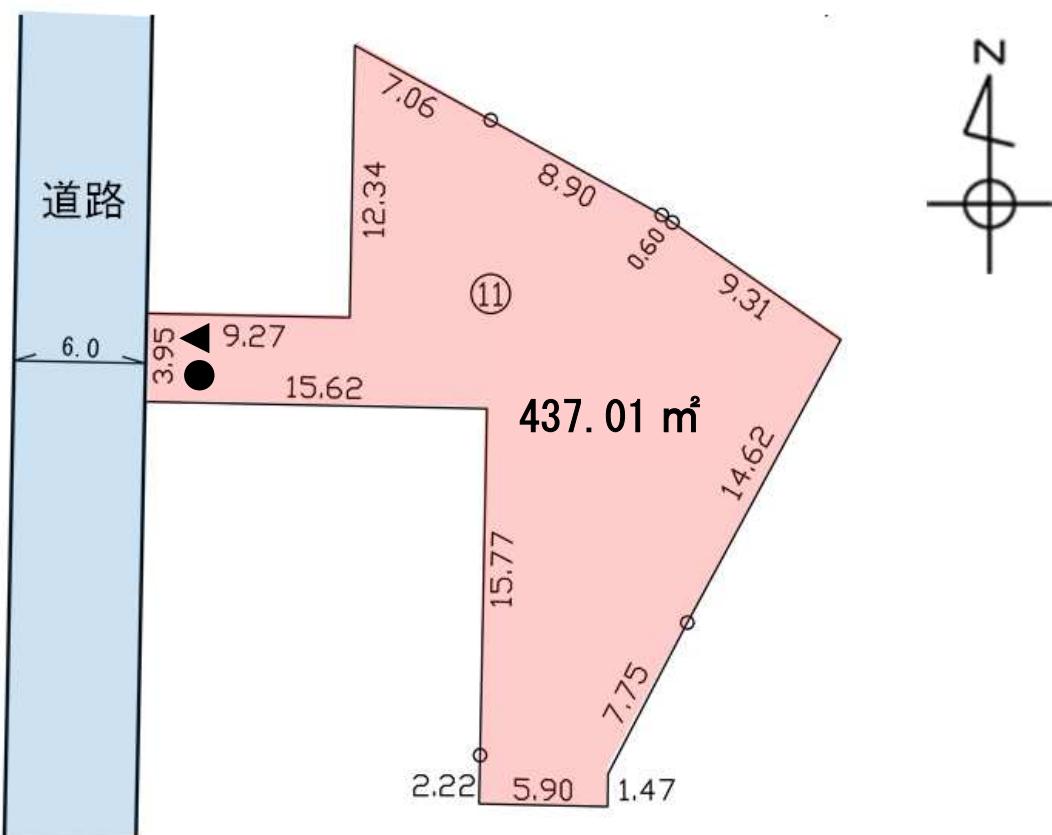
◆抽選公売物件

保留地No.	所在地	地積(m <sup>2</sup> )	地積(坪)	単価(円/m <sup>2</sup> )	公売価格
No.135	46街区11画地	437.01	132.20	37,200	16,257,000円

接面道路の幅員等	西側に幅員6mの市道が接面しています。				
権利	使用収益権（換地処分後に所有権移転登記）				
法令等に基づく制限	都市計画法等	都市計画区域	市街化区域		
		用途地域	第1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	60%	容積率	100%
		防火指定	一	高度地区	一
		地区計画	地区計画（名称：西金野井第二地区計画）		
		開発行為の許可	小規模開発事業申請		
	その他法制限	建築行為の制限	土地区画整理法第76条に基づく建築行為の制限		
交通機関	私鉄	東武鉄道 東武アーバンパークライン 南桜井駅より北へ約1.1km			
供給処理施設	配管等の状況		照会先及び電話番号		
	電気	前面道路配線	有	東京電力エナジーパートナー（株） カスタマーセンター埼玉	0120-995-441
	上水道	前面道路配管	有	春日部市上下水道部施設管理課	048-736-1111
	下水道	前面道路配管	有		
	ガス	前面道路配管	有	(株)エナジー宇宙	0120-428-057
「直線距離」 公共施設	庄和総合支所		物件の	西方	約0.7km
	市立南桜井小学校		物件の	西方	約1.5km
	市立葛飾中学校		物件の	南西方	約1.8km
	県立庄和高等学校		物件の	西方	約0.6km
特記事項	・文化財保護法に規定される埋蔵文化財包蔵地であるため、住宅等を建築される際には、市教育委員会文化財課との協議が必要となります。				

No.135

46街区11画地



【凡例】

- : 上水道引込み箇所
- ▲ : 下水道引込み箇所

$$S=FREE$$

## 保留地抽選参加申込心得書

春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業  
施 行 者 春日部市  
代 表 者 春日部市長 岩 谷 一 弘

第1条 抽選に参加する者は、この心得及び春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業の保留地処分に関する規則（以下「保留地処分規則」という。）を遵守しなければならない。

第2条 保留地公売に参加できる方は、建築物、若しくは工作物を建築する敷地として使用する者に限る。また、申込は1世帯1人又は1法人につき1区画とする。

第3条 抽選に参加しようとする者は、保留地公売抽選参加申込書に必要な書類を添付し、施行者に提出しなければならない。また、抽選参加保証金として一律10万円を期限内に春日部市指定・収納代理金融機関に納入しなければならない。

2. 上記の抽選参加保証金は、契約保証金に充当することができる。
3. 保留地公売抽選参加申込書並びに保証金納入書の文字は明確に記入し、誤記又は免除したときは、その箇所に証印すること。

第4条 抽選は、公開により行うものとする。

2. 抽選は、抽選参加者が抽選会場に出席していなくてもこれを行うことができる。ただし、この場合において、出席がないことを理由に異議を申し立てることはできない。
3. 抽選会に本人が出席できない場合は、あらかじめ施行者に委任状を提出し、代理人を出席させることができる。
4. 抽選会に無断で欠席した場合は、権利を放棄したものとみなす。
5. 抽選会場に出席する者及び傍聴人で、会場の秩序維持に支障があると認めた者に退場を求めることができる。

第5条 抽選は、保留地番号ごとに行い、最初の抽選に当たった者を当選者とし、併せて抽選により優先順位を定めた補欠者を決定する。

2. 当選者の決定の取消し及び当選者が契約を締結しない場合、もしくは契約を解除された場合は、当該優先順位に従って補欠者を当選者とする。
3. 抽選参加申込みのない区画については、第1次の抽選にはずれた者の内、希望により再抽選に参加することができる。

第6条 抽選により、当選者が決定したときは、保留地売却決定通知書を交付する。また、補欠者には、保留地売却補欠決定通知書を交付する。

2. 保留地売却決定通知書の交付を受けた者（以下「契約者」という。）は、その通知を受けた日から14日以内に保留地売買契約書により契約を締結しなければならない。

第7条 契約者は、契約の締結をするときまでに契約保証金として契約代金の100分の10以上の市が定めた金額を納入しなければならない。

2. 前項の規定により契約者が納入した契約保証金は、保留地契約代金に充当することができる。

3．当選しなかった者の抽選参加保証金は、当選者を決定した後、速やかに返還する。  
ただし、利子は付さない。

第8条 契約者は、契約締結の日から60日以内に契約代金を完納しなければならない。

第9条 契約者は、契約代金の完納後、当該契約に係る保留地を使用することができる。

第10条 当該契約に係る保留地の所有権移転登記は、換地処分に伴う登記が完了した後に施行者がこれを行い、登記に要する費用は契約者の負担とする。

第11条 施行者は、契約者が当該契約を履行しないときは、契約を解除することができる。この場合、契約保証金は施行者に帰属する。